

国内外の諸問題に活発に取り組んだ右翼

1 時局問題や領土問題をとらえて 活発な抗議活動を展開

右翼は、政治、外交、領土、歴史等の諸問題をとらえて、関係国や政府等に対する抗議活動を行いました。

特に、平成一七年は、中国や韓国における反日運動の盛り上がり等に対する批判を強めたほか、戦後六〇年の節目として、靖国問題や憲法問題等をとらえた活動を活発に行いました。

このほか、日本人拉致容疑事案等をとらえた北朝鮮批判や、北方領土問題をとらえたロシア批判も継続して行いました。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応して、関係国や政府等に対する抗議活動を活発に展開するものとみられ、その過程で、政党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対し、テロ等重大事件を引き起こすおそれがあります。



右翼による街頭宣伝活動(3月、兵庫)

2 市民生活の平穏を害する街頭宣伝活動

一部の右翼は、企業等の糾弾活動と称して、街頭宣伝車を利用し大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害しています。

一七年中、糾弾活動の対象となつた企業は、約二二〇社に上りました。糾弾を受けた企業側では、民事保全法に基づき街頭宣伝活動を制限する仮処分命令を裁判所に申し立てるなどしています。一部の右翼は、今後も悪質な街頭宣伝活動を展開するとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、その手法を一層巧妙化するものとみられます。

3

違法行為の徹底検挙

右翼は、その活動の過程において、時に「テロ、ゲリラ」事件を敢行するほか、資金活動や街頭宣伝活動に伴い多数の事件を引き起こしています。



不正改造街頭宣伝車に対する取締状況(6月、大阪)

一 テロ等重大事件の未然防圧

一七年中は、「明治神宮宮司私邸に対する邸宅侵入・器物損壊事件」(二月、警視庁)、「中國銀行横浜支店に対する火炎びん処罰法違反事件」(四月、神奈川)、「在大阪中国総領事館に対する器物損壊事件」(七月、大阪)、「原爆慰靈碑に対する器物損壊事件」(七月、広島)、「西本願寺に対する現住建造物等放火未遂並びに銃刀法違反等事件」(九月、京都)の五件の「テロ、ゲリラ」事件が発生し、右翼構成員等五人を逮捕しました。

また、このほか、右翼によるテロ等重大事件を未然防圧するため、各種情報活動を推進し、銃器の摘発に努め、一七年中は、右翼及びその周辺者からけん銃一八丁を押収しました。

二 右翼による違法行為の取締り

一七年中の右翼による違法行為の検挙件数は一、六四七件、検挙人員は二〇九五人で、一六年と比べてほぼ横ばい状態で推移しています。これらの事件のうち、右翼運動に伴つて発生したものは二〇三件(検挙人員は四八五人)で、全検挙件数の約一二%に過ぎません。一方、恐喝事件は一四六件(検挙人員は三七九人)であり、これが全検挙罪種(道路交通法違反を除く。)の第一位となるなど、悪質な

資金源犯罪が高い割合を占めています。

また、市民の平穏な生活に支障を及ぼす悪質な街頭宣伝活動については、暴騒音規制条例違反等で二件六人を検挙したほか、その内容や形態をとらえ、名誉毀損、暴力行為等处罚ニ閣スル法律違反、強要等により、八〇件三四人(二六年中は七四件二三六人)を検挙しました。

